

新潟コンベンションセンター等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第28号

新潟コンベンションセンター等規則の一部を改正する規則

新潟コンベンションセンター等規則（平成14年新潟県規則第155号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第7条、第11条関係）				別表第1（第2条、第7条、第11条関係）			
	区 分	単 位	使用料(円)		区 分	単 位	使用料(円)
舞台 設備	仮設ステージA	1台に	1,540	舞台 設備	仮設ステージA	1台に	1,500
	仮設ステージB	つき1	1,540	仮設ステージB	つき1	1,500	
	仮設ステージC	日	1,030	仮設ステージC	日	1,000	
	仮設ステージD		510	仮設ステージD		500	
	バック幕 A	1枚に	5,140	バック幕 A	1枚に	5,000	
	バック幕 B	つき1 日	2,570	バック幕 B	つき1 日	2,500	
	袖 幕	1組に	1,540	そ で 幕	1組に	1,500	
	一文字幕	つき1 日	4,110	一文字幕	つき1 日	4,000	
	吸音幕	1枚に つき1 日	1,540	吸音幕	1枚に つき1 日	1,500	
	演 台	1卓に	1,030	演 台	1卓に	1,000	
	花 台	つき1	310	花 台	つき1	300	
	司 会 台	日	510	司 会 台	日	500	
	金 び ょ う ぶ	1双に つき1 日	1,230	金 び ょ う ぶ	1双に つき1 日	1,200	
照明 設備	平凸レンズスポットライト	1台に つき1	1,030	照明 設備	平凸レンズスポットライト	1台に つき1	1,000
	フレネルレンズスポットライト	日	1,030	フレネルレンズスポットライト	日	1,000	
	エリプソイダルスポットライト		1,030	エリプソイダルスポットライト		1,000	
	ピンスポットライトA		3,090	ピンスポットライトA		3,000	
	ピンスポットライトB		6,690	ピンスポットライトB		6,500	
音響 設備	会議システム（議長用）	1台に つき1	510	音響 設備	会議システム（議長用）	1台に つき1	500
	会議システム（参加者用）	日	510	会議システム（参加者用）	日	500	
	移動型スピーカーA	1式に つき1 日	3,090	移動型スピーカーA	1式に つき1 日	3,000	
	移動型スピーカーB	1台に つき1	1,030	移動型スピーカーB	1台に つき1	1,000	

		日	
	ダイナミックマイク	1本につき1日	1,030
	コンデンサマイク	日	1,540
	ハンド型ワイヤレスマイク		1,030
	タイピン型ワイヤレスマイク	1個につき1日	1,030
	音響ワゴン	1台につき1日	3,090
	音響機器卓A	1卓につき1日	2,570
	音響機器卓B		1,030
映像設備	映像機器卓A	1卓につき1日	2,060
	映像機器卓B		2,060
	映像機器卓C	日	3,090
	A V 機器卓		5,660
	映像ワゴン	1台につき1日	4,110
	ビデオプロジェクターA		87,400
	ビデオプロジェクターB		66,900
	ビデオプロジェクターC		12,300
	高精細資料提示装置		10,300
	オーバーヘッドプロジェクター		2,060
	スライド映写機A		11,300
	スライド映写機B		2,060
	スクリーンA	1式につき1日	2,060
	スクリーンB		1,030
その他の設備	コードレス電話機(PHS)	1台につき1日	1,340
	折畳み椅子	(略)	
	(略)	1卓につき1日	(略)
	バンケット用机		310
	ベルトインパーテーション	1本につき1日	310
	チェーンパーテーション		210
	(略)		
	展示パネル	1枚につき1日	210

		日	
	ダイナミックマイク	1本につき1日	1,000
	コンデンサマイク	日	1,500
	ハンド型ワイヤレスマイク		1,000
	タイピン型ワイヤレスマイク	1個につき1日	1,000
	音響ワゴン	1台につき1日	3,000
	音響機器卓A	1卓につき1日	2,500
	音響機器卓B		1,000
映像設備	映像機器卓A	1卓につき1日	2,000
	映像機器卓B		2,000
	映像機器卓C	日	3,000
	A V 機器卓		5,500
	映像ワゴン	1台につき1日	4,000
	ビデオプロジェクターA		85,000
	ビデオプロジェクターB		65,000
	ビデオプロジェクターC		12,000
	高精細資料提示装置		10,000
	オーバーヘッドプロジェクター		2,000
	スライド映写機A		11,000
	スライド映写機B		2,000
	スクリーンA	1式につき1日	2,000
	スクリーンB		1,000
その他の設備	コードレス電話機(PHS)	1台につき1日	1,300
	折畳みいす	(略)	
	(略)	1卓につき1日	(略)
	バンケット用机		300
	ベルトインパーテーション	1本につき1日	300
	チェーンパーテーション		200
	(略)		
	展示パネル	1枚につき1日	200

			日	
		展示パネル用スポットライト	1基につき1日	210
		電子ピアノ	1台につき1日	10,300
		卓上旗	1枚につき1日	210
		賞状盆	1個につき1日	310
		レーザーポインター	1台につき1日	210
展示ホールの冷暖房設備	冷房設備	展示ホールの全面を使用する場合	1時間	27,600
		展示ホールの3分の2を使用する場合		18,400
		展示ホールの3分の1を使用する場合		9,260
	暖房設備	展示ホールの全面を使用する場合		27,100
		展示ホールの3分の2を使用する場合		18,100
		展示ホールの3分の1を使用する場合		9,050
備考 (略)				

			日	
		展示パネル用スポットライト	1基につき1日	200
		電子ピアノ	1台につき1日	10,000
		卓上旗	1枚につき1日	200
		賞状盆	1個につき1日	300
		レーザーポインター	1台につき1日	200
展示ホールの冷暖房設備	冷房設備	展示ホールの全面を使用する場合	1時間	26,800
		展示ホールの3分の2を使用する場合		17,900
		展示ホールの3分の1を使用する場合		9,000
	暖房設備	展示ホールの全面を使用する場合		26,300
		展示ホールの3分の2を使用する場合		17,600
		展示ホールの3分の1を使用する場合		8,800
備考 (略)				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定(第7条に係る場合に限る。)は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第1の規定(第11条に係る場合に限る。)は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。